

令和〇年度 国民健康保険税 納入通知書

206-0000

多摩市関戸 6 丁目 12 番地 1

多摩 太郎

様

お送りする年度が記載されます。お送りする年度と、かかる保険税の年度が違う場合には、3ページ目に「令和◆年度分」のように記載があります。

保険証番号

0000

通知書番号

000000000000000000000000

本書のとおり納付してください。口座振替の方は、
口座振替納入通知書に記載のある口座から振替ます。

令和〇年〇月〇日

多摩市長

〇〇 〇〇

多摩市長
の印

保険税納付方法等

徴収方法	
納稅義務者	
生年月日	性別
特別徴収義務者名	
特別徴収対象年金	
特別徴収対象年金額	円

※特別徴収は上記の年金から天引きされます。

前回決定額	21,300
今回決定額	6,300

〈お問い合わせ先〉

〒206-8666
多摩市役所 保険年金課国保担当
電話 042-338-6840

前年の所得から基礎控除（所得が2400万円以下の方は43万円）を引いた金額が課税標準額です。

課税標準額に税率をかけた金額が所得割額です。
(税率は多摩市のホームページなどをご覧ください)

被保険者数（被保数）とは、国保に加入している方の人数のことです。⑥は被保数×1名当たりの均等割額で計算します。（均等割額は多摩市のホームページなどをご覧ください）

国民健康保険税賦課明細書

区分	所得割			被保険者均等割			算出合計額 A = ③ + ⑥
	課税標準額 ①	所得割率 ②	所得割額 ③ = ① × ②	1人あたり 均等割額④	被保険者数 ⑤	均等割額 ⑥ = ④ × ⑤	
変決 医療分	0 円	6.16 %	0 円	30,200 円	1 人	30,200 円	30,200 円
更 支援金分	0 円	2.00 %	0 円	12,400 円	1 人	12,400 円	12,400 円
前定 介護分	円	%	円	円	人	円	円
変決 医療分	0 円	6.16 %	0 円	30,200 円	1 人	30,200 円	30,200 円
更 支援金分	0 円	2.00 %	0 円	12,400 円	1 人	12,400 円	12,400 円
後定 介護分	円	%	円	円	人	円	円

区分	軽減額						年間保険税額 (A - ⑦ - ⑧ + ⑨ - ⑩)
	軽減	所得割軽減額	均等割軽減額	⑦	限度超過額 ⑧	月割増減額 ⑨	
変決 医療分	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	-15,100 円	0 円 15,100 円
更 支援金分	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	-6,200 円	0 円 6,200 円
前定 介護分	円	円	円	円	円	円	円
変決 医療分	7	0 円	21,140 円	21,140 円	0 円	-4,560 円	0 円 4,500 円
更 支援金分	0 円	8,680 円	8,680 円	8,680 円	0 円	-1,920 円	0 円 1,800 円
後定 介護分	円	円	円	円	円	円	円

※年間保険税額の算定において、100円未満の端数金額は切り捨てます。

※軽減額⑦欄中の「軽減」は、所得に応じて軽減される割合を記載しています。

※介護分は、40歳以上65歳未満の方に賦課されます。

世帯の総所得額等の合計が規定以下の場合は、均等割額が軽減されます。軽減割合は、7割・5割・2割のいずれかです。

介護分の対象になる方は、40歳～64歳のみです。計算も対象の方のみで計算しますので、医療分・支援金分とは所得割基礎額、被保数が異なる場合があります。

※賦課限度額は下記の金額です。

医療分	660,000
支援金分	260,000
介護分	170,000

前回決定額	21,300
今回決定額	6,300

保険税は、課税できる限度額が決まっています。計算結果がこれを超える場合は、差額が減額扱いになります。

普通徴収：納付書払い・口座払いです。
特別徴収：年金天引き払いです。

前ページで算出した税額をどのように納付するかが記載されています。年金天引きの場合は特別徴収欄に、納付書払い・口座払いの場合は普通徴収欄に金額が表示されます。特別徴収・普通徴収の両方で納付いただく場合もあります。

例：年度の前半（9月まで）が普通徴収で、後半（10月以降が）特別徴収の場合

令和 7 年度

納付年月／普通徴収の納期	決定（変更）前(円)		決定（変更）後(円)		納付済額（円）		差引納付税額（円）	
	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収
令和 7 年 4月								
令和 7 年 5月								
令和 7 年 第 1 期 6月 令和 7 年 6 月 30 日								
令和 7 年 第 2 期 7月 令和 7 年 7 月 31 日								
令和 7 年 第 3 期 8月 令和 7 年 9 月 1 日								
令和 7 年 第 4 期 9月 令和 7 年 9 月 30 日								
令和 7 年 第 5 期 10月 令和 7 年 10 月 31 日								
令和 7 年 第 6 期 11月 令和 7 年 12 月 1 日	5,300		5,300		5,300		0	
令和 7 年 第 7 期 12月 令和 7 年 12 月 26 日	4,000		1,000		1,000		0	
令和 8 年 第 8 期 1月 令和 8 年 2 月 2 日	4,000		0		0		0	
令和 8 年 第 9 期 2月 令和 8 年 3 月 2 日	4,000		0		0		0	
令和 8 年 第 10 期 3月 令和 8 年 3 月 30 日	4,000		0		0		0	
合計	21,300	0	6,300	0	6,300	0	0	0

※普通徴収は納付書又は口座振替で納付してください。

※納付済額は、この通知書の作成日時点で把握できたものが記載されています。

ここに記載されている金額は、納付方法別の金額です。すでに全額又は一部納付済の場合は、残りの金額を納付すればよく、減額の通知の場合で、払い過ぎになった場合は還付（返金）手続きの書類を別途お送りします。

納付済額（円）欄に記載のある税額は納付完了しています。
差引納付税額（円）欄に記載のある税額は、同封の納付書で納付の必要があります。

國民健康保険税個人明細書

通知書番号

000000000000000000000000

被保険者氏名	区分	普：普通世帯主 保：被保険者 2：介護2号 摂、ギ：擬制世帯主												未申告 該当	所得割(円)	均等割(円)	
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
多摩 太郎	医療							普	普	普	普	普	普		15,100	6,200	
	支援金							普	普	普	普	普	普				
	介護																
	医療														この例では多摩 太郎さんの保険税相当額は、 15,100円+6,200円=21,300円です。 同世帯内に他の被保険者がいる場合、2行目以降に追加されます。 実際の税額は、医療分・支援金分・介護分をそれぞれ合算した後、 百円未満を切り捨ててから合計するので、100円～300円の差が発 生することがあります。		
	支援金																
	介護																
	医療													2ページ目の「国民健康保険税 賦課明細書」の月割増減額欄に1 円単位での増減がある場合、この考え方によって端数処理されてい ると考えられます。			
	支援金																
	介護																
	医療																
	支援金																
	介護																
	医療																
	支援金																
	介護																

5ページ目は4ページ目に続く継続紙のため、説明を省略します。

变更理由

※税額や納付方法等に変更があった場合に記載しています。

多摩 太郎	所得の更正による更正
変更のあった被保険者が記載されます。 複数人いる場合は2行目以降にも記載されます。	変更理由が記載されます。 複数人いる場合は2行目以降にも記載されます。

このページに記載がある場合は、前回の通知から何らかの理由で金額等が変更になった場合です。変更がない（当初の通知等）の場合、このページは空欄になります。

前回の通知からの変更の理由（〇月〇日に新たに加入した、脱退（喪失）した、所得が変更になった等）が記載されます。